

平成 31 年 4 月 25 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博

インバウンド推進地域開発事業～宗谷地域

『宗谷地域における滞在型旅行商品造成事業』委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

インバウンド推進地域開発事業～宗谷地域『宗谷地域における滞在型旅行商品造成事業』

2. 事業目的

宗谷地域ではこれまで、外国人観光客を増加させるために、地域の観光資源の磨き上げや魅力を発信するための各種取組を進め、各地域が主体となって商品開発を企画する取組等を行っている。しかし、地域への誘客を促進するうえで認知度の向上が課題となっており、外国人旅行者に効果的に訴求するため、地域の強みや特徴を生かした魅力的な旅行コンテンツの充実が必要である。

このため、宗谷地域において、観光コンテンツの開発及び磨き上げに取り組むとともに、地域の広域観光を促進するための旅行商品の開発などを行うことにより、訪日外国人旅行者の周遊促進と地域の活性化を図ることを目的とする。

3. 実施期間 契約締結日～令和 2 年 3 月 10 日（予定）

4. 委託事業者向け事業説明会

日時：令和元年 5 月 8 日（水） 11:00～12:00

会場：公益社団法人 北海道観光振興機構 会議室

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

※出席を希望する場合は、別紙回答用紙に記載の上、令和元年 5 月 7 日（月）12:00までに、メール
或いは FAX にてお申し込みください。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部 吉井
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064
E-Mail：n_yoshii@visithkd.or.jp

FAX 回答用紙

令和元年5月7日（火）正午必着

FAX : 011-232-5064

E-Mail : n_yoshii@visithkd.or.jp

北海道観光振興機構 地域支援本部

広域観光部 吉井 宛

インバウンド推進地域開発事業～宗谷地域『宗谷地域における滞在型旅行商品造成事業』委託事業者向け事業説明会に出席します。

貴社名			
連絡先 <E-mail>			
部署名 役職 氏名	部署名	役職	氏名

インバウンド推進地域開発事業～宗谷地域
『宗谷地域における滞在型旅行商品造成事業』企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

宗谷地域ではこれまで、外国人観光客を増加させるために、地域の観光資源の磨き上げや魅力を発信するための各種取組を進め、各地域が主体となって商品開発を企画する取組等を行っている。しかし、地域への誘客を促進するうえで認知度の向上が課題となっており、外国人旅行者に効果的に訴求するため、地域の強みや特徴を生かした魅力的な旅行コンテンツの充実が必要である。

このため、宗谷地域において、観光コンテンツの開発及び磨き上げに取り組むとともに、地域の広域観光を促進するための旅行商品の開発などを行うことにより、訪日外国人旅行者の周遊促進と地域の活性化を図ることを目的とする。

2. 事業対象地域

宗谷エリア

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが、必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 道内に本社若しくは事業所等（本業務を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、または特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団体の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ コンソーシアムの構成員が、同時に単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として本件に参加する者でないこと。
 - ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～令和2年3月10日（予定）

(2) 業務スケジュール

4月25日（木）	企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始
5月8日（水）11:00～	企画提案事業説明会
5月14日（火）17:00	企画提案参加表明締切
5月21日（火）15:00	企画提案書の提出期限
5月下旬	企画提案書の審査、委託事業者決定
5月下旬～6月初旬	委託決定事業者による現地での事業説明会開催および契約締結・業務開始
令和2年3月10日（火）予定	全事業終了、事業報告書作成提出、精算

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：平成31年5月14日（火） 17:00

(2) 表 明 先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部（担当：吉井）

T E L 011-231-2900 Email: n_yoshii@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）。

8. 委託業務内容

事業内容について地域へのヒアリング（具体的なヒアリング先は事業説明会で告知を予定）等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で下記に例示する業務を基本とした事業を提案すること。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。また、本事業は国の「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用して実施するものであることから、本指示書及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業交付要綱」に基づき実施するものとする。

《ターゲット市場：台湾、香港、タイ、シンガポール、欧米（英語圏）》

(1) ワークショップの開催

旅行商品造成に向けた観光コンテンツの磨き上げや新たな観光コンテンツ化等に向けた検討・検証を行うこと。

・実施回数：5回

検討内容) ①外国人受入れに係る課題の整理及び対応

②観光資源の発掘及び磨き上げ

③交通機関の検討

④地域における事業実施体制の整備 などを予定

・参加者が実施する事業数：3事業

(2) 研修会の開催

外国人専門家を講師に外国人目線で見えた地域の魅力やプロモーション手法などをテーマとした研修を実施すること。

- ・実施回数：1回
- ・予定実施時期：9月から10月を予定
- ・対象者：観光関係団体、観光事業者、宿泊事業者、自治体など
- ・参加者の意識向上率50%を目指すこと。(調査・確認方法は提案書に明記すること)

(3) 旅行商品の企画開発及び試験販売の実施

本事業において、外国人向けに開発・磨き上げた旅行商品を試験的に販売し、販売結果について検証・分析を行うこと。

- ・予定実施時期：7月～10月頃を予定
- ・情報発信：ディスプレイ広告やSNS等に広告を掲載し、オンライン販売サイトに誘導する。
- ・観光コンテンツの検証
開発・磨き上げを行うコンテンツについて専門家等を招請して課題を抽出して検証を行う。
- ・商品造成数 3商品、プログラム参加者数 200名を目標とすること。

(4) 海外旅行会社・インフルエンサー等の招請の実施

海外旅行会社を招請し、地域コンテンツの商品化の可能性等の検証や意見交換などを行うほか、ターゲット市場に訴求力の高いインフルエンサー等を招請し、SNS投稿や雑誌記事掲載等のターゲット市場に対するプロモーションを実施すること。

①海外旅行会社招請

②インフルエンサー招請

- ・予定実施時期：8月～10月頃のグリーンシーズンに実施すること。
- ・上記①、②合計招聘者数および提言数：5名以上、10提言を目標とすること。

(5) 情報発信

SNS等へ広告を掲載し、試験販売サイトへの誘導を図る。

- ・実施時期：7月～10月頃を予定
- ・インフルエンサーによる発信数(発行部数+記事閲覧数) 10,000
- ・目標とするWeb媒体接触者数 150,000人

(6) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること。

9. 予算上限額

17,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

10. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。
- (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案にあたっては、地域に対してヒアリングを実施する等、地域の現状や意向を十分に踏まえた企画提案を行うこと。

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援本部 広域観光部（担当：吉井）
TEL 011-231-2900 Email: n_yoshii@visithkd.or.jp
- (3) 提出期限 平成31年5月21日（火）15:00
- (4) 提出方法 持参または郵送による。
※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。
※業務従事者氏名、社名等を記載しない企画提案書については、別途必ずデータでも電子メール、ROM等により納品すること。（ただしデータのみ提出は認めない。（1）に記載の部数は別途指示通りの期日までに指定場所に納品すること。）

13. 企画提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置

するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。

14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

提案された事業実施内容が、各地域の現状、課題に即し地域のニーズに合致したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。

(2) 実現性

提案内容に具体性があり、且つ全体の計画が実現可能なものとなっているか。

(3) 業務遂行能力

提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。

15. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁が平成31年度（または令和元年度）に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用する。このため、受託事業者は観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (6) 本事業は、観光庁が平成31年度（または令和元年度）に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用する予定である。このため、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

以上